

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税及び森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神河町は、個人住民税及び森林環境税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県神河町長

公表日

令和6年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税に関する事務
②事務の概要	神河町は、地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額及び森林環境税額を賦課する。 賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法第19条第8号に基づいて、神河町は、個人住民税及び森林環境税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 住登外・宛名システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 審査システム（eLTAX） 7. 国税連携システム（eLTAX） 8. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、主務省令） （令和6年デジタル庁・総務省令第9号） 第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項（48の項） ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 総務課 電話: 0790-34-0001 ファクス: 0790-34-0691 E-mail: soumu@town.kamikawa.hyogo.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 税務課 電話: 0790-34-0961 ファクス: 0790-34-1556 E-mail: zeimu@town.kamikawa.hyogo.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	平成27年6月24日	平成29年7月25日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	公表日	平成30年3月26日	平成30年6月28日	事後	
平成30年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年6月28日	令和1年6月28日		見直し
令和1年6月28日	I－5－②	税務課 課長 和田正治	課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－1	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－2	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－2		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－3－目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－3－権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－5		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－6－目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－6－不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－7		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－8		○自己点検 ○内部点検	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－9		十分である	事後	
令和2年8月27日	公表日	令和1年6月28日	令和2年8月27日		見直し
令和2年8月27日	Ⅱ－1	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年8月27日	Ⅱ－2	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	公表日	令和2年8月27日	令和5年8月4日		見直し
令和5年8月4日	Ⅱ－1	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	Ⅱ－2	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	I－1－①	個人住民税に関する事務	個人住民税及び森林環境税に関する事務	事後	
令和6年7月22日	I－1－②	神河町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。 番号法の別表第二に基づいて、神河町は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	神河町は、地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額及び森林環境税額を賦課する。 番号法第19条第8号に基づいて、神河町は、個人住民税及び森林環境税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	I－3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 3. 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第24の項	事後	法改正による変更
令和6年7月22日	I－4－②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(主務省令)(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表	事後	法改正による変更
令和6年7月22日	I－4－②	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	法改正による変更
令和6年7月22日	I－4－②	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ロ、第2条第4号第5号ロ第6号ロ第9号第10号第11号第12号ロ、第3条第4号第5号ロ第7号ロ第9号第10号第11号第12号、第4条第2号ロ、第6条第3号第4号イ第5号第6号イ第8号第9号第10号第11号、第7条第1号イ第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号リ第5号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号ヲ第2号第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第23条第1号、第25条第1号第2号第3号ロ第6号第7号イ第12号第13号第14号第15号第16号、第28条第1号ニ第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号ニ第3号第5号ニ、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第40条第1号第2号、第43条第1号イ第2号第3号ロ第5号イ第8号第9号第10号第11号、第44条第1号ヲ第2号第3号第4号第5号、第47条第2号ロ第3号ロ第4号ロ第5号ロ第6号ロ第7号ロ第10号ロ第11号ロ、第49条第1号第2号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第54条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第55条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号 ※別表第二の29、34、35、39、40、48、58、59、71、84、91、101、115、116、117、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の9の項に対応する別表第二省令第8条、別表第二の23の項に対応する別表第二省令第16条、別表第二の61の項に対応す	削除	事後	法改正による変更
令和6年7月22日	I－4－②	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	法改正による変更
令和6年7月22日	I－4－②	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条	削除	事後	
令和6年7月22日	I－4－②	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	事後	
令和6年7月22日	Ⅱ－1	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	Ⅱ－2	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	評価書名	個人住民税に関する事務	個人住民税及び森林環境税に関する事務	事後	
令和6年7月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	神河町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、	神河町は、個人住民税及び森林環境税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、	事後	
令和6年7月22日	公表日	令和5年8月4日	令和6年7月22日		見直し